日本大学内部質保証推進規程

令和３年３月12日制定
令和３年３月１日施行
令和５年３月10日改正
令和５年４月１日施行
令和６年９月６日改正
令和７年４月４日改正
令和７年４月１日施行

（趣旨及び目的）

第１条　この規程は，日本大学（以下「大学」という）の内部質保証推進に関する必要事項を定める。

２　大学の内部質保証は，大学の目的及び使命並びに各種方針等に基づき，自らの責任における教育研究活動等の適切な水準の保証，学生の学修の充実及び学修成果の向上を実現するため，自己点検・評価活動を恒常的に行うとともに，全学的な改善・向上に向けた取組を継続的に行い，大学の教育の質保証を図り社会的責務を果たすことを目的とする。

（内部質保証の推進体制）

第２条　大学の内部質保証の推進体制は，次のとおりとする。

①　大学の内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として，大学に全学内部質保証推進委員会（以下「全学質保証委員会」という）を置く。

②　全学質保証委員会に，企画検討部会を置く。

③　大学院独立研究科，専門職大学院，学部（併設の大学院研究科及び附属の専門学校を含む），通信教育部及び短期大学部（以下「学部等」という）の内部質保証の推進に責任を負う組織として，学部等に学部等内部質保証推進委員会（以下「学部等質保証委員会」）を置く。

④　学部等質保証委員会に，必要に応じ専門委員会を置くことができる。

⑤　内部質保証体制の適切性を検証するために，外部有識者の意見を求めることができる。

（全学質保証委員会の構成及び任期）

第３条　全学質保証委員会は，次の者をもって構成し，委員は大学が委嘱する。

①　副学長

②　業務執行理事（学長を除く）

③　学務部長

④　その他学長が推薦する者　若干名

２　委員長及び委員の任期は１年とする。ただし，再任を妨げない。

３　補充の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

４　学長は，随時，委員会に出席することができる。

（委員長）

第４条　委員長は，委員のうちから，学長が指名する。

２　委員長に事故あるとき又は欠けたときは，次条に定める副委員長又はあらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

（副委員長）

第５条　委員会に，委員長を補佐するため，副委員長を置くことができる。

２　副委員長は，委員のうちから，学長が指名する。

３　副委員長の任期については，第３条第２項及び第３項を準用する。

（全学質保証委員会の任務）
第６条　全学質保証委員会の任務は，次のとおりとする。
　①　大学の内部質保証の推進に関する事項
　②　大学の自己点検・評価活動に対する運営支援，検証及び改善指示に関する事項
　③　大学の認証評価に関する事項
　④　その他大学の内部質保証に関する事項
（学部等質保証委員会の構成）
第７条　学部等質保証委員会は，当該学部等の専任教職員若干名をもって構成し，委員は大学院独立研究科長，専門職大学院研究科長，学部長，通信教育部長又は短期大学部学長（以下「学部等の長」という）が委嘱する。
２　委員長は，委員のうちから学部等の長が委嘱する。
３　委員長及び委員の任期は１年とする。ただし，再任を妨げない。
４　補充の委員の任期は，前任者の残任期間とする。
（学部等質保証委員会の任務）
第８条　学部等質保証委員会の任務は，次のとおりとする。
　①　学部等の内部質保証の推進に関する事項
　②　学部等の自己点検・評価活動に対する運営支援，検証及び改善指示に関する事項
　③　その他学部等の内部質保証に関する事項
（委員以外の者の出席）
第９条　各委員会の委員長は，必要に応じ委員以外の者を出席させ意見を求めることができる。
（結果の活用及び公表）
第10条　学長は，全学質保証委員会からの全学内部質保証結果を真摯に受け止め，改善に取り組むものとする。
２　全学内部質保証結果については，学内外へ公表するものとする。
（所　管）
第11条　内部質保証推進に関する事務は，本部においては学務部，学部等においては庶務課が行う。
（内規等）
第12条　この規程に関するその他の必要事項は，内規等で別に定めることができる。

附　　則

この規程は，令和７年４月１日から施行する。